

「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかる パブリックコメントについて

(趣旨)

「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントを実施することについて御審議いただく。

主なポイント

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものとして平成 28 年 1 月に制定され、同年 7 月、平成 29 年 6 月及び平成 30 年 9 月に改定が行われた。

今般、需要家が小売電気事業者の切替え（スイッチング）を行う際の取戻し営業行為に関して、制度設計専門会合（本年 3 月 29 日、7 月 20 日、9 月 20 日、及び 10 月 23 日開催）における審議を踏まえ、スイッチング期間中の取戻し営業行為に関し、本指針の改定案を作成した。（改定案については資料 4－1、新旧対照表については資料 4－2、改定の論点については資料 4－3 を参照。）

本指針の改定案につき、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたい。

なお、パブリックコメント終了後、速やかに経済産業大臣に対して建議する予定である。

＜参考＞「電力の小売営業に関する指針」の改定案の主な内容について

① スイッチング期間において取戻し営業行為を行うこと

需要家が切替え後の小売電気事業者にスイッチングを申し込んでから、スイッチングが完了し、切替え後の小売電気事業者による小売供給が開始されるまでの間（以下「スイッチング期間」という。）に、切替え前の小売電気事業者が、当該需要家が切替え後の小売電気事業者へのスイッチングを申し込んだ旨の情報（以下「スイッチング情報」という。）を知らながら、当該需要家が既に申し込んだスイッチングを撤回させることを目的とする行為（ただし、需要家の要請を受けて行う場合を除く。以下「取戻し営業行為」という。）を行うことは、これによりスイッチングを阻害し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあり、問題となる行為と位置付ける。

② 社内管理体制の構築

小売電気事業者においては、取戻し営業行為を防止するため、スイッチング情報についての社内の情報管理体制の構築、営業活動に関わる役職員に対する社内教育、取戻し営業行為に関し問題となる行為等についての周知徹底など、取戻し営業行為の防止に関する適切な社内管理体制を構築することを望ましい行為と位置付ける。